

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月16日
【報告者の名称】	ソレキア株式会社
【報告者の所在地】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
【電話番号】	03(3732)1131
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	ソレキア株式会社 (東京都大田区西蒲田八丁目16番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、ソレキア株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、佐々木ベジ氏をいいます。
- (注3) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注6) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 佐々木ベジ
住所 東京都千代田区神田東松下町17番地 フリージアビル8F

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成29年2月3日に公開買付者により開始された当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付けが開始されて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討してまいりましたが、平成29年2月16日に開催された当社取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する当社の意見を留保することを決議いたしました。

平成29年2月3日、公開買付者は、当社株式を取得することを目的として、同日から本公開買付けを開始することを公表しましたが、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もないまま突然公表され、一方的に開始されたものです。

かかる状況の下、当社は、本公開買付けの公表後、直ちに、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その助言・協力を受けながら、本公開買付け及び公開買付者に関する情報を収集するとともに、公開買付届出書において開示された情報を分析し、本公開買付けに対する当社の意見を表明するため、評価・検討を進めてまいりました。

しかしながら、かかる情報のみでは、本公開買付けの目的、本公開買付け後に公開買付者が企図する具体的な当社の経営方針、本公開買付けにおける買付価格の根拠その他の本公開買付けの評価・検討にあたり重要であると考えられる多くの事項の詳細が明確とはなりません。そのため、当社取締役会は、本公開買付けの条件等について慎重に評価・検討を行った上で、当社の株主の皆様の本公開買付けに応募されるか否かを適切にご判断していただく前提となる意見を形成・表明するためには、かかる情報のみでは不十分であると考えております。

そこで、当社は、平成29年2月16日に開催された当社取締役会において、現時点においては本公開買付けに対する意見の表明を留保し、さらに慎重に評価・検討を行うべく、後記第7項及び別紙に記載の各事項について公開買付者に対して質問を提示し、当該質問に対する公開買付者の回答を受領した後に、それを踏まえて当社の賛否の意見を最終的に決定することが適切であると判断いたしました。なお、本公開買付け開始直後に公開買付者から当社との協議の申し出がありましたが、当社といたしましては、公開買付者の回答を受領した後に協議の必要性を判断したいと考えております。

公開買付者は、法第27条の10第11項及び令第13条の2第2項の規定に従い、本意見表明報告書の写しの送付を受けた日から5営業日以内に、後記第7項及び別紙に記載の質問に対して、法第27条の10第11項に規定の対質問回答報告書を提出することが予定されています。当社は、公開買付者から、かかる対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、公開買付者が公開買付届出書において開示したその他の情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する当社の賛否の意見を最終的に決定し、表明する予定です。

株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所「JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場されております。

公開買付届出書によれば、公開買付者は、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限を364,700株と設定していることから、本公開買付け後の公開買付者及びその特別関係者であるフリージア・マクロス株式会社の所有株式数合計は最大で423,300株（所有割合：48.77％）にとどまる予定であるため、当社株式は引き続き「JASDAQ市場」における上場が維持される見込みとこのことです。

（注）当社が平成29年2月10日に提出した第59期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成28年12月31日現在の当社の発行済株式総数である1,016,961株から本四半期報告書に記載された同日現在当社が所有する自己株式数149,049株を控除した数である867,912株に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、所有割合について同じとします。

(4) 本公開買付け成立後の公開買付者による当社の株券等の追加取得の予定

公開買付届出書によれば、公開買付者は、本公開買付けによって買付予定数の上限（364,700株）まで当社株式を取得できなかった場合でも、現時点では、当社株式を追加的に取得する予定はないとのことです。

もっとも、公開買付者は、本公開買付け後、その経営方針について十分な理解を得られないと判断した場合においては、当社株式を追加的に取得した上で、株主としての権利をより高めていく可能性、すなわち公開買付者の議決権比率を高めていく可能性もあるとのことです。そのため、当社は、今後、外部アドバイザーの助言・協力を受ける等した上で、対応について慎重に検討する予定です。

(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けの検討に際して、意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その法的助言を踏まえて、本公開買付けに関して慎重に検討しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
小林 義和	代表取締役社長	経営戦略グループ担当兼海外マーケティング担当兼コーポレートシステム部担当兼ソレキア・アカデミー担当	28,528	285
小林 英之	代表取締役副社長	監査部担当兼スマートシティ推進プロジェクト室長	24,381	243
中辻 義照	専務取締役	営業・システムソリューション部門統括兼事業推進部担当兼ヘルスケアソリューション事業部担当兼テクノロジー・プロダクツ事業部担当兼ネットワークビジネス事業部担当兼アウトソーシングサービス部担当兼システム事業推進部担当兼東日本支社担当	3,800	38
西垣 政美	常務取締役	西日本支社担当兼スマートシティ推進プロジェクト室長代理	1,400	14
立川 直臣	取締役			
原田 英徳	取締役	情報セキュリティ担当兼リスクマネジメント部担当兼経営企画室長兼R & Dセンター長	3,800	38
針生 貞裕	取締役	管理グループ長兼総務部長	1,700	17
和田山 栄	取締役	インフラサービス事業グループ長兼ヘルスケアソリューション事業部長	1,900	19
大木 淳	取締役	デジタルソリューション事業グループ長兼金融ソリューション統括部長	100	1
安藤 忠次	常勤監査役		2,400	24
谷原 潔	常勤監査役		800	8
川野 佳範	監査役			
石原 和彦	監査役			
計		13名	68,809	687

（注1） 所有株式数及び議決権の数は平成28年9月30日現在のものです。

（注2） 取締役立川直臣は社外取締役であります。

（注3） 監査役川野佳範及び石原和彦は社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

添付別紙をご参照ください。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上